

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた三重県内金融機関の連携について

株式会社百五銀行（頭取 杉浦 雅和）は、三重県内の金融機関と連携し「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、お客さまのデジタルサービスへの移行を推進してまいりますので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、今後も県内金融機関との連携を一層強化し、地域社会の持続的な発展とお客さまの利便性の向上に取り組んでまいります。

なお、この取組みは、三重県内の連携金融機関（銀行・信用金庫・農協 計 13 行）におきましても、電子決済サービスへの移行に向けた周知・ご案内を共同で実施いたします。

記

1 背景

2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において「5 年後の約束手形利用の廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は、「2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標として掲げています。

2 共同で取り組む金融機関

※ 金融機関コード順

銀 行	株式会社三菱UFJ 銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三十三銀行、株式会社百五銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社南都銀行、株式会社あいち銀行
信用金庫	北伊勢上野信用金庫、桑名三重信用金庫、紀北信用金庫、新宮信用金庫
J A	三重県下 J A バンク

3 取組内容

- ・紙の手形・小切手から「でんさい」や「インターネットバンキング」などのデジタルサービスへの移行をサポートします。
- ・「手形・小切手の全面的な電子化」に関する共同チラシを作成し、周知活動を実施します。

4 実施日

2025 年 10 月 22 日(水)

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)

 **MUFG** 三菱UFJ銀行  **OKB** 大垣共立銀行  **十六銀行**  **三十三銀行**

 **百五銀行**  **滋賀銀行**  **南都銀行**  **あいち銀行**

 **北伊勢上野信用金庫**  **桑名三重信用金庫**  **紀北信用金庫**

 **新宮信用金庫**  **JAバンク三重**

ご利用いただける電子的決済サービスは金融機関ごとに異なります。
詳細はお取引のある金融機関にご相談ください。

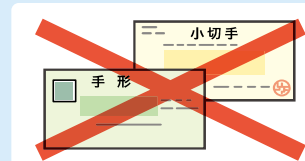


2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？



事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



電子的決済サービスには 何があるの？



でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の メリット

1 コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2 事務負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3 リスク低減

- ✓ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い



電子的決済サービスの導入は 難しいの？



かんたん3ステップで導入できます。

**STEP 1 金融機関へ
ご相談/申込**

事業者さまの電子化支援や
資金繰り支援等のサポートを
行っている金融機関もあり

**STEP 2 取引先へ
ご案内**

でんさい等の電子記録債権・
インターネットバンキングによる
振込等への切替えを案内

**STEP 3 社内の
導入準備**

事務手続きや管理手順の見直し
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

